

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	13	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p><特別償却> 機械装置・器具備品 40%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%） 建物・附属設備・構築物 20%</p> <p><法人税額等の税額控除> 機械装置・器具備品 4%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%） 建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>・ 特例措置の内容 ○適用期限を2年間延長する。 ○措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。 ○戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項 所得税関係：租税特別措置法第10条の4、租税特別措置法施行令第5条の5の2 法人税関係：租税特別措置法第42条の11の2、租税特別措置法施行令第27条の11の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 (▲2,494) [平年度] 精査中 (▲2,494) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 (1) 政策目的 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p>	

	<p>また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)]
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、</p> <p>②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。</p> <p>すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>①減収額実績</p> <p><特別償却></p> <p>平成30年度 9億円 令和元年度 15億円 令和2年度 22億円</p> <p><税額控除></p> <p>平成30年度 41億円 令和元年度 67億円 令和2年度 83億円</p> <p>②適用事業者数</p> <p><特別償却></p> <p>平成30年度 73件 令和元年度 136件 令和2年度 151件</p> <p><税額控除></p> <p>平成30年度 112件 令和元年度 162件 令和2年度 185件</p>
---------------	--

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額 (R2年度)				
	(単体法人)				(単位：千円)
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	73,219	1,247,406	350,404	538,897
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	13,677	-	65,454	-
	(連結法人)				(単位：千円)
措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	5,038	44,676	24,111	36,711	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,914	-	13,947	-	

税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群 (以下「処置群」という。) について、平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率 (傾向スコア) が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a) 処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b) 対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a) と (b) の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10~30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。</p>
------------------------------	---

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)」]</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度：創設 平成 31 年度：延長・拡充（※ 1） 令和 3 年度：延長・拡充（※ 2） （※ 1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※ 2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。</p>